

海津市ファミリーシップ宣誓制度 利用手引き



海津市
令和5年4月

目次

- 1 ファミリーシップ制度の概要・・・・・・・・P 1
- 2 ファミリーシップとは・・・・・・・・P 1
- 3 宣誓を行うことができる方・・・・・・・・P 2
- 4 宣誓手続きの流れ・・・・・・・・P 3
- 5 宣誓に必要な書類・・・・・・・・P 5
- 6 宣誓した後について・・・・・・・・P 6
- 7 よくある質問・・・・・・・・P 8
- 8 相談窓口・・・・・・・・P 9

1 ファミリーシップ制度の概要

性的少数の方々や、様々な事情により婚姻制度や養子縁組制度を利用することができない方々の生きづらさや困難の解消を図ることとともに、人権が尊重され、一人ひとりの個性や多様な価値観・生き方を認め合える社会を実現するため、海津市ファミリーシップ宣誓制度を導入します。

本制度は、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを、二人が市に宣誓し、市が受領証等を交付するものです。また、パートナーの一方又は双方に、生計を同一とする子、親等がいる場合で、希望する場合は、宣誓証等へ子や親等の名前を記載できます。

本制度は、法律上の婚姻制度とは異なります。宣誓しても法律上の効果は生じず、戸籍や在留資格等が変わるものではありませんが、この制度の導入により、市民や事業者の皆様に、性的少数などの方々に対する理解が広がり、人権が尊重され、一人ひとりの個性や多様な価値観・生き方を認め合える社会の実現を目指していきます。

2 ファミリーシップとは

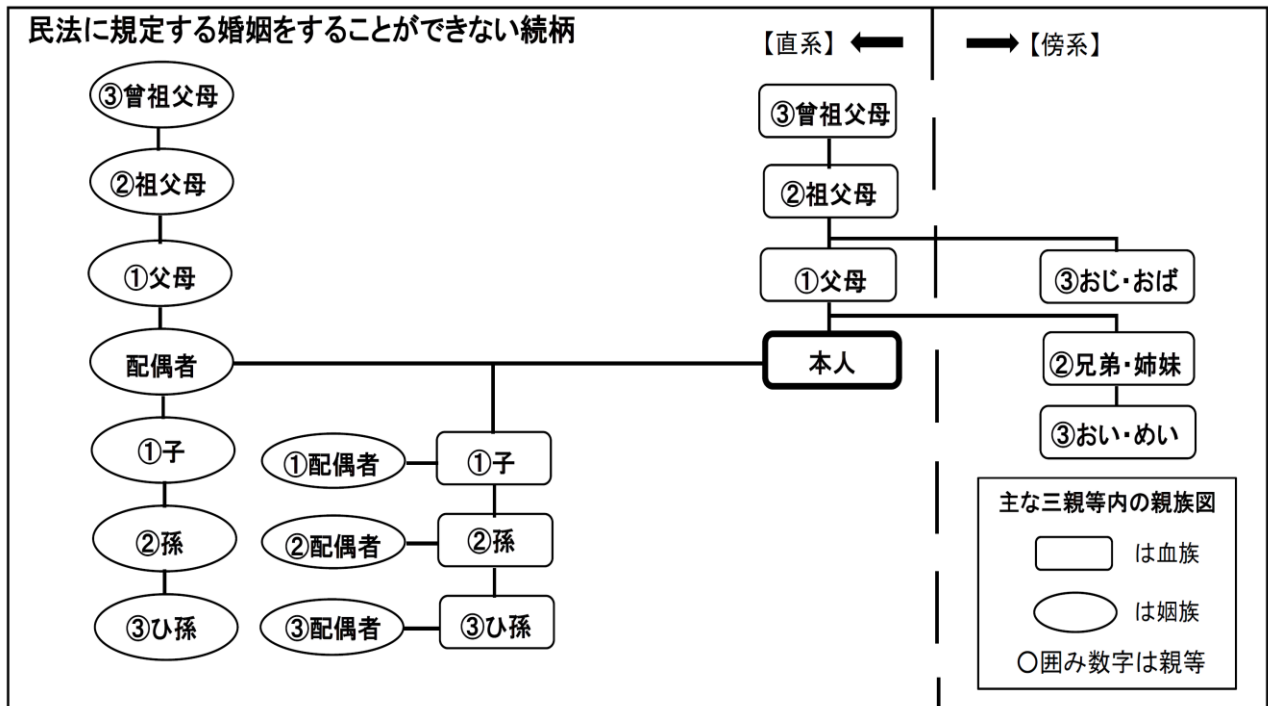
海津市におけるファミリーシップの定義は、「互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係、及び当該パートナーの一方又は双方の、生計を同一とする子又は親、その他市長が認める者が家族として協力し合う関係（子又は親等）をいう。」

海津市のファミリーシップ宣誓制度は、同性のパートナーに限らず、様々な事情によって、婚姻の意思はあっても、現行の婚姻制度を享受できない、悩みや生きづらさを抱えている事実婚の方々も対象です。

3 宣誓を行うことができる方

ファミリーシップ宣誓をするには、二人が次の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 成人（満18歳以上）であること。
- (2) 宣誓者の双方又は一方が、市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。（同居していなくても対象）
- (3) 現に配偶者がいないこと。
- (4) 現に宣誓者以外に事実上婚姻関係にある者がいないこと。
- (5) 現に宣誓者以外とファミリーシップを形成していないこと。
 ※すでに宣誓者以外とファミリーシップ宣誓を行なっている方や、同様の制度を実施している他の自治体でファミリーシップの宣誓等を行なっている方は、宣誓できません。（他都市の宣誓書受領証等の返還後は宣誓をすることができます。）
- (6) 民法に規定する婚姻できない続柄（近親者等）でないこと。
 民法の規定により、直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族など婚姻をすることができない関係にある方は宣誓をすることができません。
 ※ただし、宣誓者同士が養子と養親の関係にある場合、または関係にあった場合は宣誓できます。



4 宣誓手続きの流れ

(1) 宣誓日の予約 [事前]

- 宣誓予定日の原則3か月前から1週間前までに、次の方法で事前予約してください。
(予約先：海津市 生活・環境課)
 - ① 電話：0584-53-3195
平日午前8時30分から午後5時15分まで
(正午から午後1時は除く)
 - ② FAX：0584-53-1598
 - ③ メール：seikatsukankyo@city.kaizu.lg.jp

- 予約時には、以下の事をお伝えください。
 - ① 宣誓希望日・時間帯（第3希望まで）
宣誓できる時間（平日午前9時から午後4時30分まで）
 - ② 宣誓場所
次のいずれかをお選びください。
 - a 市民課窓口
 - b 会議室（個室）
 - ③ 宣誓されるお二人の氏名・ふりがな
次の場合は追加でお申し出ください。
 - ・通称名で宣誓する場合：通称名
 - ・宣誓者が外国籍の方：国籍
 - ・子又は親等の氏名を記載する場合：子又は親等の氏名・ふりがな
 - ④ 代表の方の日中の連絡先

- 予約のご連絡をいただいた後、海津市から「宣誓日時、場所、必要書類等」の調整・確認のため、ご連絡します。連絡が来ない場合は、お手数ですが、生活・環境課までご連絡ください。

- 宣誓日時は、状況によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承くださいませようお願いします。

(2) ファミリーシップ宣誓[当日]

- 宣誓場所：海津市役所 市民課窓口又は会議室（海津市海津町高須515）
- ※ 宣誓は、プライバシーに配慮し、個室で行うことができます。

- 予約した日時に必要書類をお持ちのうえ、必ずお二人そろってお越しください。（宣誓書は市が用意します。）

- 市職員の前で、「ファミリーシップ宣誓書」に自署し、ご提出ください。

●市職員が、提出いただいた書類に内容の不備がないか、宣誓の対象となる要件を備えているかを確認します。

※書類に不備や不足があった場合は、宣誓受理日は延期させていただくことがあります。

※提出された書類や記載されている個人情報等の内容は、厳重に守ります。

(3) ファミリーシップ宣誓書受領証等の交付[宣誓後]

●宣誓に係る書類一式を確認の上、「ファミリーシップ宣誓書受領証」、「ファミリーシップ宣誓書受領証明カード」に宣誓書の写しを添えて、宣誓者へ交付します。

●宣誓から交付まで1週間ほどかかります。交付の準備ができましたら、ご連絡させていただきますので、本人確認書類を持ってお越しください。

(4) 子又は親等の氏名を記載する場合

●宣誓者の一方又は双方と、生計を同一にする、お子さんやご両親等がいる場合であって、受領証等にそれら子又は親等の名前の記載を希望する場合は、当該子又は親等の関係性を確認できる書類を提出することで、記載することができます。

●15歳以上の子又は親等について、氏名の記載を希望するときは、ご本人が自ら宣誓書の子又は親等の欄に記入してください。

※自ら記入することができない事情等がある場合は、代筆可能ですので事前にご相談ください。

●宣誓時以降に子又は親等の氏名の追加や削除等を希望される場合は、ファミリーシップ宣誓事項変更届をご提出ください。

(5) 留意事項

●海津市ファミリーシップ宣誓制度は、法律上の効果（婚姻や財産の相続、税金の控除等）が生じるものではありません。

●宣誓、受領証等の交付に費用はかかりません。

※宣誓に必要な書類の交付手数料などは、宣誓者の自己負担となります。

5 宣誓に必要な書類

(1) ファミリーシップ宣誓書（市が用意）

宣誓される日に、市職員の面前で自ら署名の上、提出してください。（自ら署名できない場合は、代筆も可能です。）

確認書についても記入が必要です。

(2) 住民票の写し又は住民記載事項証明書

「マイナンバー（個人番号）」、「本籍」、「世帯主の氏名及び続柄」、「住民票コード」の記載を省略したもの（発行から3か月以内のもの）を1人1通ずつ提出してください。

宣誓するお二人が同一世帯となっている場合は、2人分の情報が記載されたものを1通で構いません。

(3) 転入予定住所が確認できる書類（一方又は双方とも転入予定の場合）

海津市に転入予定の方は、転入予定住所が確認できる書類（転出証明書、賃貸借契約書の写し等）を提示してください。また、転入後、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出してください。（宣誓後3か月以内）

(4) 独身であることを証明する書類（戸籍抄本、独身証明書等）

戸籍抄本、独身証明書等（発行から3か月以内のもの。本籍地のある市区町村で取得可能です。）を1人1通ずつ提出してください。外国籍の方は、本国が発給している「配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明書など）」を、日本語訳を添付して提出してください。

(5) 本人確認書類

次のいずれか1点又は2点を提示してください。

■1点の提示が必要となるもの

マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等の官公署が発行した顔写真付き証明書等

■2点の提示が必要となるもの

健康保険証・年金手帳等のご本人が確認できる証明書等

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提示を求めることがあります。

(6) 子又は親等の関係が確認できる書類（子又は親等の氏名の記載を希望する場合）

宣誓書等に子又は親等の氏名の記載を希望される場合は、子又は親等との関係が確認できる書類（戸籍謄本等）が必要です。

6 宣誓した後について

宣誓後の受領証等に関する手続きは次のとおりです。海津市役所 生活・環境課で受付します。手続きの希望日時を事前にご連絡ください。いずれも本人確認ができるものが必要です。

(連絡先：海津市 生活・環境課)

- ① 電話：0584-53-3195
平日午前8時30分～午後5時15分
(正午～午後1時を除く)
- ② FAX：0584-53-1598
- ③ メール：seikatsukankyo@city.kaizu.lg.jp

また、受領証等の再交付（届出事項の変更後の交付を含む）できる準備ができましたら、ご連絡させていただきますので、本人確認書類を持ってお越しください。

(1) 受領証等の再交付

受領証等の紛失や汚損・毀損などの事情により再交付を希望される場合には、再交付を行いますので、「ファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請書」を提出してください。

なお、汚損・毀損を再交付理由とする場合は、宣誓書受領証と宣誓書受領証明カードについてもご提出いただきます。

※再交付後に紛失した受領証等を発見した場合は、すみやかに返還してください。

(2) 宣誓事項の変更

宣誓内容に変更があった場合、「ファミリーシップ宣誓事項変更届」を提出してください。また、変更内容がわかる書類（新住所が記載された住民票記載事項証明書等）が必要です。なお、宣誓書受領証と宣誓書受領証明カードについてもご提出いただきます。（受領証等の紛失その他やむを得ない理由がある場合は除きます。）

子又は親等の氏名の追加や削除を希望される場合も、「ファミリーシップ宣誓事項変更届」を提出してください。この場合、子又は親等との関係が確認できる書類（戸籍謄本等）が必要です。また、15歳以上の子又は親等の場合で、氏名の追加を希望される場合は、ご本人が自ら記入してください。なお、宣誓書、宣誓書受領証、宣誓書受領証明カードに氏名を記載された15歳以上の子又は親等は、「ファミリーシップ宣誓に関する申立書」により自分の氏名の削除を申し出ることができます。

(3) 受領証等の返還

次の場合、宣誓書受領証及び宣誓書受領証明カードを返還する必要があります。「ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届」を提出してください。なお、宣誓書受領証と宣誓書受領証明カードについてもご提出いただきます。（受領証等の紛失その他やむを得ない理由がある場合は除きます。）

●返還の必要がある場合

- ① 宣誓者間の意思によりファミリーシップを解消したとき（※1）
- ② 一方が亡くなられたとき（※1）
- ③ お二人とも市内に住所を有しなくなったとき
- ④ 宣誓が無効となったとき（※2）
- ⑤ その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

※1 ファミリーシップに子又は親等が含まれている場合、宣誓者間の意思によりファミリーシップを解消された子又は親等及びパートナーの一方が亡くなられたことによつて残された子又は親等が、引き続きファミリーシップの継続を希望し、生計を同一としている場合は、この限りではありません。（6（2）宣誓事項の変更は必要となります。）

※2 宣誓が無効になるとき

以下のいずれかに該当するときは、宣誓を無効とします。

- ・ファミリーシップを形成する意思がないとき
- ・宣誓書の内容に虚偽があるとき
- ・宣誓できる方の要件に反しているとき
- ・市内に転入予定の場合、期日までに市内への転入を証明する書類を提出しないとき

【交付番号の公表】

返還された場合、また無効となった場合には、海津市のホームページ上に、「ファミリーシップ宣誓書受領証明カード」の交付番号を公表します。

(4) 宣誓書等から自分の氏名を削除したい場合（15歳以上の子又は親等本人）

宣誓書、宣誓書受領証、宣誓書受領証明カードに氏名を記載された15歳以上の子又は親等は、「ファミリーシップ宣誓に関する申立書」を提出してください。自分の氏名の削除を申し出ることができます。

【定期連絡について】

受領証明書等をお持ちの方には、宣誓内容等の変更がないか、年一回程度メール等でご連絡する予定です。

7 よくある質問

Q1 ファミリーシップ制度は、結婚とどう違うのですか？

結婚は民法に定められた法律行為です。相続などの財産上の権利や、税金の控除や扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。一方、海津市のファミリーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規程）に基づき、実施されるものであり、法的効力が発生するものではありません。

Q2 対象は同性同士のパートナーだけですか？

同性パートナーに限定していません。宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別に関わらず宣誓することができます。また、性的マイノリティに限らず、事実婚の関係でも宣誓できます。

Q3 ファミリーシップ制度の利用に費用はかかりますか？

宣誓や、宣誓書受領証・宣誓書受領証明書等の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料などは、自己負担となります。

Q4 宣誓の際に個室を利用することはできますか？

宣誓はプライバシーに配慮し、個室で行うことができます。その際、担当の市職員のみが立ち会います。

Q5 代理人や郵送による方法で宣誓はできますか？

市職員の面前で、お二人で「ファミリーシップ宣誓書」等に記入（署名）していただく必要がありますので、代理人や郵送による方法での宣誓を行うことはできません。

Q6 宣誓書の記入は代筆でもよいですか？

障がいや手のけがなど、文字を書くことが困難な場合は、ご本人様の意思確認ができれば代筆でも可能です。

Q7 同居していなくても宣誓できますか？

同居していなくても宣誓できます。

※利用できる行政サービスにおいて、同居を条件としている場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。

Q8 外国籍の方もファミリーシップ宣誓できますか？

外国籍の方も宣誓できます。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として住民票の写し又は住民票記載事項証明書のほか、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（3か月以内に発行されたもの）など独身であることを確認できる書類に、日本語訳を添えてご提出ください。なお、ファミリーシップの宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。

Q9 養子縁組をしていますが、宣誓できますか？

民法に定める婚姻ができないことを理由とした養子縁組を行う方がいる状況を考慮し、その場合には、宣誓者同士が養子縁組をしても宣誓することができます。

8 相談窓口

性的少数者の当事者や家族などの周りの方々が利用できる相談窓口です。

※秘密厳守・相談無料。

※通話料はかかります。

■みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）

T E L：0570-003-110

実施日時：平日午前8時30分～午後5時15分

実施主体：法務省

■岐阜県 LGBT 専門電話相談

T E L：058-278-0858

実施日時：毎月第3金曜日 午後5時～午後8時

実施主体：岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センター
（原則、県内に在住もしくは在勤の方を対象）

■市の相談窓口

実施日時：毎月各会場1回 午後1時30分～午後4時

※開催日は市報等でご確認ください。

実施場所：・海津総合福祉会館「ひまわり」（海津町）

・文化会館（南濃町）

・SSドローンプラザ（ふるさと会館）（平田町）

（市内に在住の方を対象）



海津市ファミリーシップ宣誓制度利用の手引き
令和5年4月

発行 海津市 市民生活部 生活・環境課

【お問い合わせ先】

海津市 市民生活部 生活・環境課

電話：0584-53-3195

FAX：0584-53-1598